

硫黄酸化物に係る適用施設設置(使用・変更)計画書

年 月 日

様

提出者

印

硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第 5 条第 1 項(第 5 条第 2 項, 第 6 条, 第 7 条)の規定により, 適用施設について, 次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	(千葉南部区域・千葉北部区域)	※ 受付年月日	
適用施設のうち異同のある施設(施設番号)	()	※ 工場又は事業場番号	
硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等(総括表)	別紙 1 のとおり	※ 審査結果	

- 備考
1. 工場又は事業場の所在地の欄の()内は該当する区域を○で囲むこと。
 2. 適用施設(施設番号)の欄は, 本計画に該当する施設について施設の種類及び県(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
 3. ※印欄は記載しないこと。

